

地研通信

発行人 立石 芳夫
編集人 高橋 彩
発行所 三重短期大学
地域問題研究所
津市一身田中野157番地
〒514-0112 Tel (059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

2019年 地域問題研究所研究員

(研究期間2019年4月～2020年3月)

研究員

- | | |
|--------|--|
| 相川 悠貴 | 運動が食欲や食事摂取に及ぼす影響 |
| 大畑 智史 | 租税分野におけるマイナンバー制度 |
| 駒田 亜衣 | 三重、和歌山、奈良県に伝わる郷土料理の一考察
～「馴れずし」を中心に特徴とその背景～ |
| 山田 徳広 | 三重県産シロミトリ豆を用いた豆乳とアイスの開発に関する研究 |
| 小野寺 一成 | 人口減少下での集約型都市構造再編と拠点形成に向けた研究
－地方都市における実践と課題－ |
| 武田 誠一 | 三重県における地域包括ケア体制の構築に寄与する「自立支援型」
地域ケア会議のあり方に関する基礎研究 |
| 田添 篤史 | 地域間格差が存在する場合の金融政策依存の問題点 |
| 北村 香織 | 女性労働からみる働き方改革 |
| 長友 薫輝 | 地域の医療保障・介護保障づくりの政策展開に関する調査
～地域医療構想と地域包括ケアシステムの動向から～ |

奨励研究員

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 長友 薫輝 | 医療・介護・社会福祉の政策展開における評価指標のあり方を考える |
|-------|---------------------------------|

特別研究員

- | | |
|-------|---|
| 岩田 俊二 | 明治期以降の農村居住環境整備の発展過程に関する研究
－特に明治初期から戦後開拓まで－ |
| 茂木 陽一 | 近世三重県域における行き倒れの研究 |

共同研究員

- | | |
|-------|--------------|
| 谷口 水穂 | (共同研究者：駒田亜衣) |
| 奥野 元子 | (共同研究者：駒田亜衣) |

2019年度 地研運営体制 (2019年5月30日現在)

所長	立石 芳夫	年報担当	大畑 智史
		通信担当	高橋 彩
地研運営委員 法経科	大畑 智史	会計担当	立石 芳夫
地研運営委員 生活科学科	高橋 彩	交流集会担当	長友 薫輝

所員 本学の専任教員は研究所の所員となります。
 研究員 研究員は、研究費の支給を受けて、自ら設定したテーマについて地域に関する自主研究に従事します。(研究期間2019年4月～2020年3月)

研究概要
 ●研究員

研究員名	研究テーマ	研究概要
相川 悠貴	運動が食欲や食事摂取に及ぼす影響	<p>【背景】対象や運動様式、対象者心理によって、運動が食欲や食事摂取に与える影響は異なることが明らかになってきた。エアロビック・抵抗性混合リズム運動は、楽しく、身体に高負荷を与えられる運動であり、健康維持に有効な運動として知られている。</p> <p>【目的】エアロビック・抵抗性混合リズム運動が食欲と食事摂取に及ぼす影響を明らかにすることである。</p> <p>【方法】健康な人を対象に、安静後と60分のエアロビック・抵抗性混合リズム運動後の食欲と食事摂取を、交差試験により検討する。対象者は8人程度募集する。運動強度は心拍数の変動により評価する。心理尺度はPOMS 2短縮版を用いて評価する。食欲、疲労はビジュアル・アナログ・スケールを用いて評価し、食事摂取は被験食を自由摂取させて評価する。</p> <p>【予想される結果】60分のエアロビック・抵抗性混合リズム運動後はイライラ感や抑うつ感が減少する。その満足感と運動による疲労により食欲が減少し、食事摂取量の増加が生じないことが予想される。【本研究の意義】体重減量に対する効果的な運動方法を提言する知見になり得る。これは、三重県民や三重短期大学学生の健康増進に繋がる知見となる。また、食物栄養学専攻学生と実施することで、卒業後三重県の健康増進に携わる者に、運動と食事に関する知識を身につけさせる成果も得られる。</p>
大畑 智史	租税分野におけるマイナンバー制度	<p>近年、世界的に行政など社会の多くの場面でICT化の動きが強まってきた。このような状況の中で、日本では、マイナンバー制度が2015年度に施行段階に入った。このマイナンバー制度と税制とが密接な関連性を持つことはよく知られているが、その詳細な関連性分析が求められる状況がある。三重県内の行政などの場面においてもマイナンバー制度は無視できない。以上のことから、本研究では、租税分野におけるマイナンバー制度の問題点とこれへの対策を考察する。2019年度は、これまでに実施した当該分析をより精緻なものとする。この際、できるだけ、三重県などの地域における、本研究の主要論点についての事例分析も交えることとする。以上の分析は、租税分野におけるマイナンバー制度のより精確な運用につながるものと考えられる。</p>
駒田 亜衣	三重、和歌山、奈良県に伝わる郷土料理の一考察 ～「馴れずし」を中心に特徴とその背景～	<p>熊野灘に面する、三重県の東紀州地域と、和歌山県の東牟婁郡とよばれるこの二つの地域は、江戸時代には同じ紀州徳川家の統治下にあり、当然ながら政治的、経済的、文化的な繋がりがあり、かつ気候においても共通点がうかがえる。また奈良県においても同様に、三重県とのかかわりは深い。</p> <p>これらの地域は、郷土料理の側面からみても幾つか繋がりの傾向を感じる点が多くある。そこで本研究では、「馴れずし」をつくる地域への現地調査、および地域に残る資料から背景を追求し、その特徴を明らかにすることを目的とする。</p>

山田 徳広	三重県産シロミトリ豆を用いた豆乳とアイスの開発に関する研究	<p>シロミトリ豆はササゲの一種で、可食部100gあたり炭水化物57.7g、たんぱく質24.6g、食物繊維19.2gである。三重県においては県北中部に栽培が限定されている。地元でも食べ慣れている年配者には知名度が高いが、若い世代にはあまり知られていない。栽培者の高齢化が進み、このままでは生産途絶えてしまう恐れがある。</p> <p>そこで、若い世代にも受け入れられる、シロミトリ豆を用いた甘い豆乳並びにそれを用いたアイスを開発してシロミトリ豆の知名度アップと消費拡大に寄与することを目的とする。</p> <p>研究方法は、でんぷん系の豆であるシロミトリ豆から作った生豆乳にでんぷん糖化酵素を作用させることによって甘い豆乳を作成し、その後それを凍らせたアイスの作成を試みる。</p>
小野寺 一成	人口減少下での集約型都市構造再編と拠点形成に向けた研究－地方都市における実践と課題－	<p>2018年度まで在籍した、日本建築学会 都市計画委員会 地方都市再生手法小委員会から継続して、2019年度より同委員会の「地方都市拠点デザイン小委員会」のメンバーとなることから、引き続き地方都市再生に関する研究を行う。</p> <p>近年、立地適正化計画制度に代表される人口減少に適応した都市構造再編のための計画制度が整備されている。しかし、人口減少に伴い表出する地区の空間構造の改変を時間的空間的に細かくマネジメントし、望ましいものへと誘導していくためには、単なる「縮小」ではない拠点論、計画論、ネットワーク論、制度論などの拡充が求められる。今年度は、その知見に有用となる全国の先進事例や調査報告文献などを収集するものとする。</p> <p>また、三重短期大学が立地する津市においても、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を念頭に、都市計画マスタープランや立地適正化計画が策定されていることから、2019年度の本研究は、津市においても持続的に発展できるような都市構造の構築に向けて、単なる「縮小」ではない拠点論、計画論、ネットワーク論、制度論などの知見を得るために全国の先進事例などを収集することにある。</p>
武田 誠一	三重県における地域包括ケア体制の構築に寄与する「自立支援型」地域ケア会議のあり方に関する基礎研究	<p>「自立支援型」地域ケア会議は、今期の津市介護保険事業計画でも各圏域での実施が謳われている。また、国は地域包括ケアシステムの深化の方策としても「自立支援型」地域ケア会議の実施を各自治体にもとめている。</p> <p>その結果、自治体に対する交付金の算定要件に「自立支援型」地域ケア会議の実施を指標に組み込むことで財政的インセンティブを導入している。</p> <p>他方で、各自治体は「自立支援型」地域ケア会議の実施に関しては手探りの状態である。そのため本研究では三重県内で実施されている「自立支援型」地域ケア会議の実態を把握し、その特徴、課題などを整理する。</p> <p>本研究は、自治体が主導する「自立支援型」地域ケア会議のあり方を明らかにするのみならず、「自立支援型」地域ケア会議に参加する専門職である、介護職、福祉職、保健・医療職の果たす役割にも言及していき、地域包括ケアシステム構築における多職種連携のあり方にも言及を深めていく。</p>
田添 篤史	地域間格差が存在する場合の金融政策依存の問題点	<p>現在のマクロ経済政策は、財政上の制約もあり金融政策に依存する形となっている。しかし金融政策によって決定されるマクロ的諸変数は全国に一律に影響するものであるため、地域間の経済状態に差が存在する場合には、各地域の経済実態を無視した影響を及ぼすことになる。</p> <p>この研究ではその点に注目し、地域経済の実情に差が存在する場合に、金融政策に依存することがどのような影響を及ぼすかを、特に地域間格差の変動という点に注目して検討する。</p>
北村 香織	女性労働からみる働き方改革	<p>2018年12月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（以下、労働施策総合推進法）が閣議決定され、それに基づいて厚生労働省は「労働施策基本指針」を示し、現在の働き方を変革し、多様な人材が活躍できる社会をつくることを目指している。</p> <p>本研究では、特に貧困下に置かれた女性の現状から、政府の示す働き方改革が本当に実態改善に結びつく指針となっているのか検証したい。方法としては、三重県においてどのような具体的計画が示され、女性労働のどのような点に着目しているのかを整理した上で、海外での同様の取り組みや施策などと比較も行いながら日本の働き方改革の特徴を明らかにしたい。</p>

長友 薫輝	地域の医療保障・介護保障づくりの政策展開に関する調査 ～地域医療構想と地域包括ケアシステムの動向から～	地域医療構想と地域包括ケアシステムを両軸として、地域における医療と介護の体制整備が進められている。昨年度は診療報酬と介護報酬が同時改定され、国民健康保険の都道府県単位化が始まった。このような時期において、実際に地域の医療保障・介護保障がどのように整備されているのか。これまで関わってきた秋田県鹿角市、福岡県北九州市における地域調査を行い、各自治体の今後の政策展開に貢献することを目的として研究を進めたい。
-------	--	--

●奨励研究員

奨励研究員名	研究テーマ	研究概要
長友 薫輝	医療・介護・社会福祉の政策展開における評価指標のあり方を考える	医療・介護・社会福祉の制度改革が相次いでおり、特に自治体・地域に期待される政策展開が進められている現状において、制度・政策の評価指標と評価の仕組みはいまだ形成されているとは言い難い。そこで、今回の奨励研究として評価指標のあり方について考える地研交流集会の開催を契機として、様々な分野の評価指標、SDGsなどの項目なども視野に入れながら研究を進めたい。

●特別研究員

特別研究員名	研究テーマ	研究概要
岩田 俊二	明治期以降の農村居住環境整備の発展過程に関する研究 ー特に明治初期から戦後開拓までー	農村の居住環境整備史を耕地整理法の時代、土地改良法の時代を通して著すことを目的としている。農村整備は昭和45年ごろから本格的に農政の課題となり実施されてきており、その経緯については『豊かな田園の創造 農村整備事業の歴史と展望』（農村整備事業の歴史研究委員会編、日本農業集落排水協会、1999年）等に明らかにされている。また、耕地整理や土地改良事業については『土地改良百年史』（今村奈良臣、平凡社、1977年）等が著されている。しかし、明治初期から戦後開拓あたりまでの旧耕地整理法の時代における農村居住環境整備の歴史についての著作は見当たらないので、特に明治初期から戦後開拓までの期間の農村居住環境整備の歴史について調査研究を行う。方法は同期間の農村居住環境整備の歴史について文献資料から通時的な分析を行うとともに、その分析の中から特徴的な事例地区を選択し、共時的な分析を行う。最終的な研究成果は農村居住環境整備の通史部分と特徴的な地区の個別史部分を併記し農村居住環境整備の歴史を明らかにするが研究の狙いは個別史部分に置く。
茂木 陽一	近世三重県域における行き倒れの研究	近世南勢地域は伊勢神宮へ続く参宮街道が縦走しており、諸国からの参宮道者の来訪に伴い行路病者、行路病死者も多数出現した。とりわけ、宝永・明和・文政のおかげ参りでは数百万人の参宮者が主として抜け参りという形でやってくるので、行き倒れも多発していた。他方、参宮道者の来訪は多数の組織化されない乞食・野非人も招来した。彼らは排除の対象でもあったから縊死・病死・餓死などの乞食死も少なからず出現した。この両者を「行き倒れ」ととらえて、その実態と数量的把握を行うことで、近世の南勢地域における貧困とその保護の問題を考察する。

どうしてルール違反者を見ると腹が立つのか ネット上に見る道徳的な怒り

高橋 彩

はじめに

近年、外食チェーンやコンビニなどで従業員の不適切な行為を写した動画がインターネットに投稿され拡散する、いわゆる“バイトテロ”が相次いでいる。特に食品を不衛生に扱う動画については、広く拡散され炎上し、店への苦情が殺到。2019年5月には、大手回転寿司チェーンの営業を妨害したとして、少年3人が偽計業務妨害の疑いで書類送検される事態も起きた。不適切動画による炎上の背景には、インスタグラムのストーリーズという24時間で消える投稿機能があるとされる。最初に動画を投稿した本人たちは、もともと自分の仲間内でのみ共有するつもりなのだが、その動画を見た人がその動画を保存し、ツイッターなどに投稿することで、本人が元の動画を削除してもコピーされた動画が瞬間に拡散してしまうのである。不適切動画を見つけてツイッターに投稿した人やそれを拡散した人は、これらの不適切な行為に対して許せないという怒りや嫌悪感を、他の人々と共有したいという動機があると考えられる。時には、不適切な行為をした人の個人情報をおせることで、代理的な制裁や見せしめといった意図を持って拡散されることもある。本稿では、道徳や規範に関連して生起する感情のうち、特に怒りを取り上げ、その功罪について考える。

第三者罰 (third-party punishment)

人は道徳的逸脱行為やルール違反行為を見ると、そのような行動をとった者に対し、何らかの罰を与えたいと感じる。ルール違反や非協力によって他者に不利益を与えた者に対し、直接の利害関係がない第三者が、何らかのコストがかかっても罰を与えようとする傾向は、第三者罰、あるいは利他的罰として研究されてきた。代表的な方法は、分配ゲーム(信頼ゲームともいう)を用いるものである。例えば、ゲームのプレイヤーAは、自分の報酬やポイントを相手のプレイヤーBにどれだけ分配するかを決めることができ、それを見ていた第三者は自分のポイントを使って、不公平な配分をしたAに対し、Aのポイントが減らす罰を与えることができるといったゲームである。こうしたゲームでは、第三者は自分の報酬が減るにもかかわらず、不公平な配分をしたプレイヤーや非協力的なプレイヤーを罰することが分かっている(Fehr & Fischbacher, 2004)。日本の成人を対象にした研究では、分配者Aが3000円を相手のBに1円も分配せず独り占めする条件の時、第三者である実験参加者に対して、「手持ちの2000円の中からいくら支払えば、その金額の2倍の金額が分配者Aの獲得金額から引かれる」ことが告げられた。参加者が分配者Aを罰するために使った金額は、0円が一番多かったものの(60%)、15%の人が1000円、14%の人が500円を支払い、1500円を支払った参加者も6%いた(李・山岸, 2014)。

幼児であっても、第三者罰に理解を示す証拠がある(越中, 2005)。越中(2005)は、幼稚園児を対象に、砂場で遊んでいた仲間が、他児にバケツを取られるところを目撃した主人公が、バケツを取った他児に対し、「返してあげないなら、叩くよ」と言ってバケツを取り返す場面(制裁としての攻撃)を提示し、主人公に対してどの程度悪いと思うか、さらに主人公と遊びたいと思うかを判断させた。主人公が他児の使っているバケツを「使いたいから取る」という挑発的攻撃場面では明らかに主人公が悪いと判断したが、制裁としての攻撃をした主人公に対しては、良いとも悪いとも言えない、一緒に遊びたいと回答した。

このような規範の逸脱者や非協力者を罰する傾向は、他者への利他的行動とともに、進化の過程で獲得してきたと考えられている。Boyd, Gintis, Bowles, & Richersonによると血縁関係や将来の見返りのない状況でも、他者に協力的にふるまう強い互惠性を身につけた人々からなる集団は、戦争や自然災害などの危機を乗り越えることができ、集団間競争で有利になったという(大坪・小西, 2015)。また、非協力者を罰することは、集団内の規範や秩序を維持するように働く。日本人大学生と台湾人大学生が参加した第三者罰の実験では、日本の学生は、台湾の学生(外集団)がポイントを相手に分けずに全て自分のものにした(独占分配した)場合よりも、日本の学生(内集団)が独占分配した場合の方が、罰を与える率が高かった。さらに、日本人学生が独占分配する条件では、それを日本人に対して行うよりも、台湾人に対して行った場合の方が、罰を与える割合が高かった。この結果から、日本人の第三者罰は、内集団の秩序を維持し、外集団に対して恥をさらすような行為の戒めとして機能していることが示唆された(高橋・山岸, 2006)。

ただし、第三者罰が純粹に他者のために自分のコストを払ってでも行われる行為であるかどうかは議論の余地がある。一つは、不公正なふるまいをする他者や非協力的な他者に対して罰を与えようとすることは、自分自身が集団規範を守る正しい人であるというアピールになり、自分自身の評判を高める効果があることである。2つめに、不公正によって被害を受けた人への同情から行われた罰なのか、不正によって報酬を得た他者に対する妬みにより行われたのかは明確にされておらず、もし妬みによるものであれば、第三者罰は利他的とは言えず、個人的な報復ともとれる（宇津木，2015）。

道徳的違反に対する怒り

道徳的違反を認知するとその違反者に対して罰を与えたい気持ちとともに、強く怒りを感じる場合がある。このような道徳的違反に対する怒りを義憤（moral outrage）という。義憤とは、「自分が被害を受けたかどうかに関係なく、ある出来事やそれに関与した人物の行動が道義に反しているという知覚によって引き起こされる怒り」（上原・中川・国佐・岩淵・田村・森，2013）や「公正さや正義の基準のような道徳基準が侵害されたことを知覚することで生じる怒り」（大坪・小西，2015）と定義されている。

ある調査で、大学生が最近最も怒りを感じた出来事として、「授業中に話し声がうるさい」、「静かにしないとイケないところでふざけたり、大声で話をしたりしていた」などの他者の規則違反をあげていた（長澤・齊藤，2013）が、この場合の怒りは、規則違反をした他者によって、自分自身が勉強に集中できないなどの不利益が生じるため、義憤とは言えない。純粹に道徳基準が侵害されたという認知から生じる義憤に対して、不当な行為によって自己や同胞の利益が損なわれたという知覚によって引き起こされる怒りのことを、私憤（personal anger）という（上原ら，2013）。不当行為とその被害者の要因を検討した複数の研究では、たとえ道徳的違反を知覚しても、被害者が自国の人であった時や、不当な分配を受けたのが自分であった時には、被害者が他の人や集団のときよりも強い怒りを感じており、道徳に関連する怒りは基本的に私憤であることが示唆されている（上原ら，2013；上原・中川・田村・小杉・齊藤，2013；上原・手島・田村・中川，2015）。一方、大坪・小西（2015）は、明確な被害者がいなくても違法性が高いと判断された行為ほど怒りの評定が高く、多くの人が非難すると思う行為ほど怒りの評定が高かったことを示し、社会的に共有されたルール違反に対する怒りとしての義憤や第三者罰が存在する可能性を示唆している。

道徳的違反に対する怒りの機能

ルールを違反した他者に対して怒りを感じた者が、その違反者に対して罰を与えようとしたり、うわさ話によってその違反者の評判をおとしめたり、排除しようとすることは、道徳的規範を守る成員からなる社会的集団を維持することに役立つ一方で、その怒りが激しい攻撃行動と結びつくこともある。近年、特に道徳的違反に対するネット上での激しい怒りの表出が問題となっている。アメリカの調査によると、人々は道徳的違反行為について、テレビやラジオで知ることや個人的に経験することよりも、ネット上で知る頻度の方が多く、ネットで見聞きした道徳違反行為に対して最も強い怒りを感じていることが示されている。（Crockett, 2017）。一般的に、私たちは日常生活の中で他者のルール違反や不公正なふるまいを知って強い怒りを感じても、直接その相手に注意したり、その怒りをぶつけたりすることはためらわれる。しかし、ネット上では、労力もかからず、簡単に素早くより多くの人へ、道徳的違反者に対して感じた自分の怒りを表現することができる。それだけでなく、道徳的な怒り（moral outrage）を表現する他者の意見にコメントしたり、その意見を拡散したりすることで、自分も同意していることを表現することができる。こうしたネット特有の道徳的な怒りと、その社会的影響や対策について検討されはじめている（Crockett, 2017）。

2019年4月、東京都池袋で母子2人が死亡し、10人が負傷した自動車暴走事故を起こした高齢男性について、「旧通産省工業技術院の飯塚幸三・元院長」と各マスコミが報道した。このことに対し、「現行犯逮捕されなかったのは、“上級国民”だからだ」といった書き込みが広まり、ツイッター上には飯塚幸三を許すな、といったハッシュタグまでできた。また、同年5月には、川崎市でスクールバスを待っていた小学校の児童ら20人を襲い、男性1名と女兒1名が死亡する事件起こして自殺した岩崎隆一容疑者（51）に対し、「1人で勝手に死ぬ」「迷惑かけずに1人で死ぬば」といった書き込みがネット上に相次いだ。ネットだけでなくテレビ番組の出演者も同様の発言をし、その賛否をめぐる議論となった。

いずれの事件も、何の落ち度もない市民が日常生活の中で犠牲者となっており、特に被害者に小さい

子どもが含まれていたことが、多くの人々の感情を強く揺り動かした。突然命を奪われる理不尽さや、やり場のない怒り、加害者への処罰感情によって、事件・事故が多くの注目を集めたことにより、結果として関連する社会問題にも注目が集まった。前者の事故では、高齢ドライバーの免許返納問題、自動ブレーキなどの自動車の安全性、容疑者とまだ逮捕はされていない加害者や被疑者の呼称について、後者の事件では、中年のひきこもり問題についての議論も同時に高まり、問題点を可視化したといえる。冒頭のバイトテロにおいても、悪ふざけとしての投稿がいかにも多くの損害を会社や社会全体に与え、また投稿者の将来に影響を与えるのかを広く知らしめた点で、道徳的怒りによるネット上の炎上は、社会における道徳的規範や公正を回復する一定の役割を果たしたといえるだろう。

その反面、ネット上の匿名性の高い状態の中で、根拠のない誹謗中傷や加害者一家の個人情報などを拡散することは、道徳的怒りとしての義憤でも私憤でもなく、第三者罰でもない。明らかに攻撃行動、道徳的逸脱行為である。人は攻撃行動などの道徳に反する行為を通常は抑制しているが、状況や相手に応じてその抑制の程度は変化する。Bandura は、人が通常道徳的規範を適用する範囲を狭くすることを道徳不活性化と説明し、そうした行為を正当化するための認知のゆがみをあげている(吉澤・大西・ジニ・吉田, 2015)。例えば、「気に入らない人は人間として扱われる価値はない」と考えたり(非人間化)、自分のとった行為の結果を無視し、その責任が問われなかったり、「相手の方が先に規則を破っているから罰は当然」と考えたりすれば、道徳不活性化がおきるといえる。こうした条件は私たちの日常生活において何ら特別なものではなく、ネット上ではより道徳不活性化が生じやすいと考えられる。

おわりに

以上、道徳や規範に反する行為への怒りに注目し、義憤と私憤、第三者罰(利他的罰)、道徳不活性化などの概念を取り上げながら、道徳的怒りの機能について考察した。道徳的違反に怒りを感じ、そうした違反者を罰したい感情は、集団内の規範や秩序の維持、自己や同胞の利益の回復といった機能があり、進化の過程で獲得した人間の基本的な感情である。こうした道徳的怒りや第三者罰は周囲の人から支持されやすいため、ルール違反者に対する攻撃行動が「被害者のため、世の中のため」と無自覚的に行われる可能性が示唆された。情報モラル教育(藤沢, 2015)の観点からも、道徳や規範に関連する怒りの特徴や、道徳不活性化が生じやすい要因について理解することは、生徒たちがパソコンやスマートフォンを適正に利用するために重要であるだろう。

【引用文献】

- Crockett M. J. (2017). Moral outrage in the digital age. *Nature Human Behaviour*, 1(11), 769-771.
- Fehr, E. & Fischbacher, U. (2004). Third-party punishment and social norms. *Evolution and Human Behavior*, 25, 63-87. [https://doi.org/10.1016/S1090-5138\(04\)00005-4](https://doi.org/10.1016/S1090-5138(04)00005-4)
- 藤澤 文 (2015). 情報モラル行動. 有光興記・藤澤 文編著 *モラルの心理学：理論・研究・道徳教育の実践* 北大路書房. pp. 92-106.
- 越中 康治 (2005). 仮想場面における挑発, 報復, 制裁としての攻撃に対する幼児の道徳的判断 *教育心理学研究*, 53(4), 479-490.
- 李 楊・山岸 俊男 (2014). 強い互酬性仮説の検証——協力行動と罰行動の関係—— *心理学研究*, 85(1), 100-105.
- 長澤 里絵・齊藤 勇 (2013). 大学生における怒り経験とその規範逸脱性についての検討 *立正大学心理学研究年報*, 4, 73-83.
- 大坪庸介・小西直喜 (2015). 強い互惠性と集団規範の維持 —義憤・第三者罰の存在をめぐる議論— *感情心理学研究*, 22, 141-146.
- 高橋 知里・山岸 俊男 (2006). 集団状況における罰行動：日本・台湾通信実験研究 *日本心理学会大会発表論文集*, 70, https://doi.org/10.4992/pac.jpa.70.0_1EV007 (2019年6月5日)
- 上原 俊介, 中川 知宏, 国佐 勇輔, 岩淵 絵里, 田村 達, 森 丈弓 (2013). 道徳的違反に対する怒り感情：義憤を規定する状況要因の検討 *社会心理学研究*, 28, 158-168.
- 上原 俊介・中川 知宏・田村 達 (2015). 怒りの利己性：公正敏感さは怒りの道徳感を誘起するか *社会心理学研究*, 54, 89-100.
- 上原 俊介, 中川 知宏, 田村 達, 小形 佳祐, 齋藤 五大 (2013). 怒りと道徳的違反の知覚：危害の正当性と義憤および私憤に対するその影響 *文化*, 77, 1-12.

上原俊介・手島啓文・田村 達・中川知宏 (2015) . 義憤か私憤か： 知覚された金銭実体性による調整効果の検討 文化, 79, 62-72.

宇津木成介 (2015) . ルール違反と感情 感情心理学研究, 22, 147-149.

吉澤寛之・大西彩子・G・ジニ・吉田俊和編著 (2015) . ゆがんだ認知が生み出す反社会的行動：その予防と改善の可能性 北大路書房 pp65-73, 94-97.

【参考文献】

朝日新聞デジタル 5月31日 川崎殺傷「1人で死ねば」の声 事件や自殺誘うと懸念も
<https://www.asahi.com/articles/ASM505DFQM50UTIL02K.html> (2019-6-4 アクセス)

朝日新聞デジタル 4月26日 「なぜ容疑者と呼ばない」臆測生んだメディアの課題は
<https://mainichi.jp/articles/20190420/k00/00m/040/198000c> (2019-6-4 アクセス)

NHK NEWS WEB 2019年5月29日 クローズアップ現代+「“バイテロ”の深層 ～なぜ無くならない？不適切動画～」
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/enjoyou/form2/index.html> (2019-6-5 アクセス)

【受入図書一覧】

本研究所で2018年8月以降に受け入れた図書は次の通りです。

登録No.	書名	ISBN/ISSN
7007526	宅老所	9784793511790
7007527	社会保障統計年報 平成30年版	9784865135541
7007528	消費者物価指数年報 平成29年	9784822340070
7007529	科学技術白書 平成30年版	9784906955787
7007530	公務員白書 平成30年版	9784865791204
7007531	中小企業白書 2018年版	9784865791181
7007532	男女共同参画白書 平成30年版	9784906955794
7007533	地方財政白書 平成30年版	9784865791112
7007534	労働力調査年報 平成29年	9784822340193
7007535	環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書 平成30年版	9784865791174
7007536	外国人の受入れと日本社会	9784817845030
7007537	人の国際移動と現代日本の法	9784535522374
7007538	移民政策研究 Vol.10	9784750346809
7007539	テキストブック地方財政	9784794431806
7007540	データベースで読み解く自治体財政	9784880376783
7007541	地方財政・公会計制度の国際比較	9784818824188
7007542	地方財政を学ぶ	9784326504374
7007543	公会計の概念と計算構造 南山大学経営研究叢書	9784839421373
7007544	よくわかる福祉財政	9784623055975
7007545	福祉財政 福祉+α	9784623083695

編集後記

令和になって最初の地研通信は、2019年度の研究員の方々の研究テーマの紹介をしています。多種多様な研究テーマに取り組まれていて、研究成果の公表が楽しみです。また今年度の研究員以外の先生方からのご投稿も心よりお待ちしております。今年度4月より着任したご挨拶の意味もこめて、拙稿ながら掲載の機会をいただきました。ご一読いただければ幸いです。1年間どうぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

(AT)